

山梨県公報

第四百六号

令和五年

八月二十八日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の解除の予定	五六三
○道路の供用開始	五六三
○随意契約の相手方の決定について	五六三

告示

山梨県告示第二百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和五年八月二十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 解除に係る保安林の所在場所 大月市猿橋町猿橋字大猿橋五三の一、五三の二、字アツクメ三五九、三六二から三六八まで、三七〇
 - 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年九月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の路線名

区間

延長

供用開始の

公告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年八月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 随意契約に係る役務
 - 名称 新土木設計積算システム(ESTIMA) 改修業務
 - 数量 一式
- 契約に関する事務を担当する所属
 - 名称 山梨県県土整備部技術管理課
 - 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和五年六月三十日
- 随意契約の相手方
 - 名称 富士通Japan株式会社
 - 住所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 契約金額 三千三百一十万円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 新土木設計積算システム(ESTIMA山梨県版)の開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

種類		(メートル)	期日
県道	都留道志線		
	都留市上谷三丁目六七番一地先から 都留市上谷三丁目一二三六番二地先まで	一九・〇	令和五年八月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番